

告 示 第 174 号

令和8年2月10日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

国外での業務実施に伴う旅行手配業務委託契約等に係る指名型企画提案方式による受託候補者特定手続参加者の資格及び指名型企画提案方式による受託候補者特定手続参加資格審査申請書の受付について（告示）

令和8・9・10年度において鹿児島市国際交流課が行う国外での業務実施に伴う旅行手配業務委託契約等に係る指名型企画提案方式による受託候補者特定手続に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、当該契約に係る受託候補者特定手続に参加しようとする者は、令和8・9・10年度における国外での業務実施に伴う旅行手配業務委託契約等に係る指名型企画提案方式による受託候補者特定手続参加資格審査申請書を下記の要領で提出してください。

記

1 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市に法人等設立申告書を提出してある事務所、営業所、出張所、店舗、事業所等を有する法人であること。
- (3) 令和7年12月2日において、旅行業法（昭和27年法律第239号）第5条で規定する旅行業者登録簿に旅行業法施行規則（昭和46年省令第61号）第1条の2で規定する第1種旅行業務を取り扱う者として登録されている者であること。
- (4) 令和5年度以降において、地方公共団体の国際交流関係の旅行業務を取り扱った実績を有している者であること。
- (5) 納期の到来している市税を完納していること。
- (6) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

こと。

(8) 旅行手配業務委託等の契約を的確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。

2 申請書の受付要領

(1) 申請書の受付期間

令和8年2月10日（火）から同月27日（金）まで（休日、土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申請書の受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 申請書の提出方法

直接持参又は郵送（電子メール、ファックス等他の方法による申込は不可）

(4) 申請書類

ア 国外での業務実施に伴う旅行手配業務委託契約等に係る指名型企画提案方式による受託候補者特定手続参加資格審査申請書（様式1）

イ 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式2）

ウ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）

エ 委任状（様式4）

オ 商業登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。写し可）

(5) 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市総務局市長室国際交流課（西別館2階）

電話 099-216-1131

3 その他

(1) 名簿登載

指名型企画提案方式による受託候補者特定手続に参加する資格があると認めた者については、国外での業務実施に伴う旅行手配業務委託契約等に係る指名型企画提案方式による受託候補者特定手続参加有資格者名簿に登載する。

(2) 名簿の有効期間

作成された名簿の有効期間は、令和11年3月31日までとする。ただし、新たに令和11年度以降の有資格者名簿を確定するまでの間は、その効力を有するものとする。